2026 行政書士試験

野畑式ビルドアップ↑講座
基礎力再構築編【行政法】第1回
無料体験用

LEC 東京リーガルマインド

0 000721 263227
GU26322

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

第１章：行政法総論

【第１節　法律による行政の原理】

①

法律による行政の原理を簡潔に説明せよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

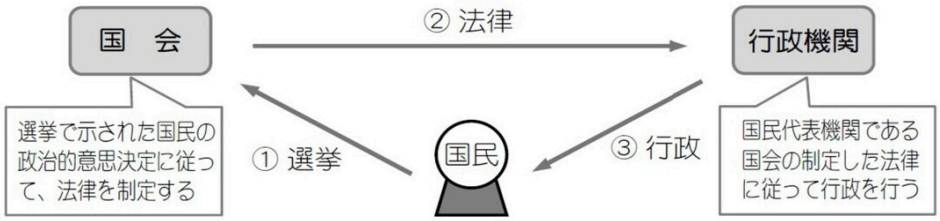
第１章：行政法総論

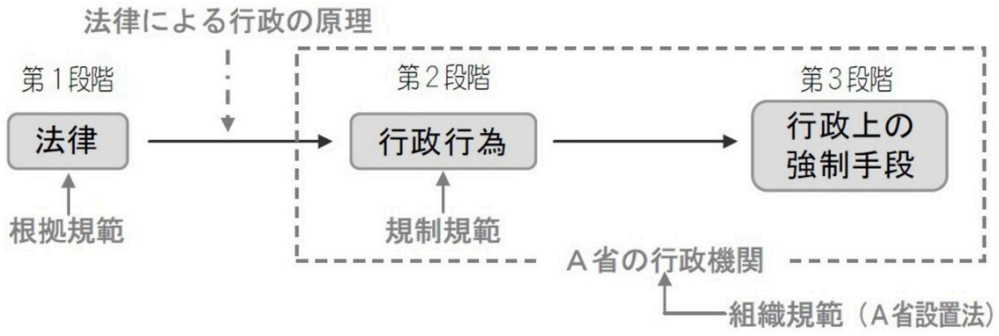
【第１節　法律による行政の原理】

①

行政活動は**国会の制定する法律の定めるところにより、法律に従って行われなければならないとする原則**をいう。

※行政権の濫用を、立法権（国民の意思の反映）で抑止するという考え方。





受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

②

法律による行政の原理の３つの内容を答えよ。（20-8-1）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

②

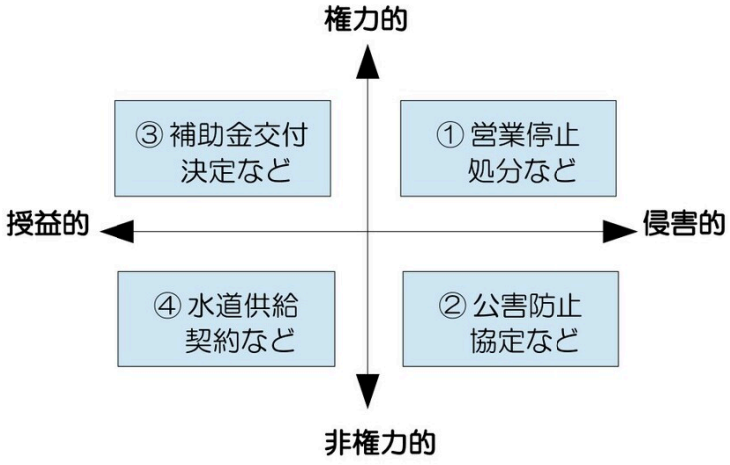
＜法律による行政の原理＞

① 法律の法規創造力	国民の権利義務に変動を及ぼす一般的ルール（法規）を創造するのは、国会が制定する法律に独占されているという原則
② 法律の優位の原則	あらゆる行政活動は、「法律」の定めに違反してはならないという原則 ※「法律」には信義則・比例原則などの法の一般原則も含まれる。
③ 法律の留保の原則	一定の行政活動については、法律に基づかなければ行うことができないという原則

＜侵害留保説について＞

・補助金を交付する場合など、**行政が国民に対して利益を与える場合には法律の根拠を必要としない**が、建築物の除去命令や土地収用など**国民の権利を制約し、義務を課すような場合には、法律の根拠を必要**とするという考え方。

・**憲法 84 条の租税法律主義は、**国民に対して義務を課しまたは権利を制限するには法律の根拠を要するという**侵害留保原理を租税について厳格化した形で明文化したものと考えられている。**（最大判平 18.3.1）



受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

【第２節　行政法の一般原則】

①

行政法の一般原則について、適正手続の原則以外の４つを挙げよ。

（16-25-3/18-9/21-8/23-9-エ/24-10-1・3・4）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

【第２節　行政法の一般原則】

①

＜信義誠実の原則＞

行政庁は、一般に期待される相手方（国民）の信頼を裏切らないように、誠意を持って行動すべきである。

【チェックポイント】信頼保護に関する判例

工場誘致政策の変更 （最判昭 56.1.27）	村長の交替に伴う工場誘致政策の変更自体はやむを得ないとしても、それによって**特定の者が被った積極的損害に対して何ら代替的措置をも講じないことは、信頼保護の原則に反する。**
租税の賦課行為 （最判昭 62.10.30）	租税法律関係について、信義則の適用には慎重を要し、**租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特段の事情があることを要する。**
公務員失職の主張 （最判平 19.12.13）	有罪判決を受けた公務員はその時点で失職していたはずであるが、刑事事件で有罪判決を受けたことを隠し、ほぼ 27 年にわたって公務員として勤務した者に対して、**国が有罪判決時に失職したと主張することについて、信義則に反し、権利の濫用にあたるものということはできない。**
退職願の撤回 （最判昭 30.6.24）	地方公務員の退職願は、**撤回することが信義に反すると認められるような特段の事情がある場合には、許されない。**

＜権限濫用禁止の原則＞

行政庁は、自己の権限を与えられた目的以外の目的で行使してはならない。

【余目町個室付浴場事件（最判昭 53.6.16）】

風俗営業等取締法は、学校、児童福祉施設などの特定施設と個室付浴場業の一定区域内における併存を例外なく全面的に禁止しているわけではない（同法４条の４第３項参照）ので、**被告会社の営業に先立つ本件認可処分が行政権の濫用に相当する違法性を帯びているときには、児童遊園の存在を被告会社の営業を規制する根拠にすることは許されない。**

＜参考＞

私人側が申請権を濫用した場合も、権限濫用禁止原則は及ぶものと考えられる。

→情報公開制度における開示請求権の濫用等。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

＜比例原則＞

達成されるべき行政目的とそのために取られる手段との間に均衡を要求する。

※行政の過剰な規制を抑止するだけでなく、行政の過小な規制を禁止するための法理としても活用される余地がある。

【パトカーによる追跡行為の違法性（最判昭61.2.27）】

警察官のパトカーによる追跡を受けて車両で逃走する者が惹起した事故により第三者が損害を被つた場合において、右追跡行為が国家賠償法１条１項の適用上違法であるというためには、**追跡が現行犯逮捕、職務質問等の職務の目的を遂行するうえで不必要であるか、又は逃走車両の走行の態様及び道路交通状況等から予測される被害発生の具体的危険性の有無・内容に照らして追跡の開始、継続若しくは方法が不相当であることを**要する。

＜平等原則＞

行政機関は合理的な理由なく、国民を不平等に取り扱ってはならない。

【給水条例無効確認等請求事件（最判平18.7.14）】

普通地方公共団体の住民ではないが、その区域内に事務所、事業所、家屋敷等を有し，当該普通地方公共団体に対し地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者による公の施設の利用について、当該公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし**合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、地方自治法244条３項に違反する。**

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

②

行政上の法律関係に関する判例の結論について、下記表を完成させよ。

（18-9）　　（私法の適用あり○　なし×）

国税滞納処分の差押え（最判昭 31.4.24）	
公営住宅の使用関係（最判昭 59.12.13）	
地方公共団体の長が行う契約締結（最判平 16.7.13）	
国に対する損害賠償請求と消滅時効（最判昭 50.2.25）	
農地買収処分と民法 177 条（最判昭 28.2.18）	
建築基準法 65 条と民法 234 条（最判平元.9.19）	
公営住宅相続人使用（最判平 2.10.18）	
生活保護法の規定に基づく保護受給権の相続（最大判昭 42.5.24）	

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

②

【チェックポイント】私法の適用の可否

国税滞納処分の差押え（最判昭31.4.24）	○	**国税滞納処分による差押え**には、**民法の対抗要件の規定（177条）が適用**される。
公営住宅の使用関係（最判昭59.12.13）	○	**公営住宅の使用関係**については、原則として**民法及び借地借家法の適用がある。**（信頼関係の法理が適用される）
地方公共団体の長が行う契約締結（最判平16.7.13）	○	普通地方公共団体がその関連団体と契約を結ぶ場合、当該**普通地方公共団体の長が代表して行う契約の締結**には**民法108条1項（自己契約・双方代理の禁止）の規定が類推適用**される。
国に対する損害賠償請求と消滅時効（最判昭50.2.25）	○	会計法30条が金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき5年の消滅時効を定めたのは、**国の権利義務を早期に決済する必要があるなど行政上の便宜を考慮したもの**であるから、そのような**行政上の便宜を考慮する必要のない国に対する損害賠償請求権の消滅時効期間は、民法167条1項（当時）により10年と解すべき**である。
農地買収処分と民法177条※1（最判昭28.2.18）	×	**自作農創設特別措置法（当時）に基づく農地買収処分**は、国家が権力的手段をもって農地の強制買上を行うものであって、民法上の売買とはその本質を異にするものである。 よって、**私経済上の取引の安全を保障するために設けられた民法177条の規定は適用されない。**
建築基準法65条と民法234条（最判平元.9.19）	×	**建築基準法**65条は、防火地域または準防火地域内にある外壁が耐火構造の建築物について、外壁を隣地境界線に接し設けることができる旨を規定しているが、これは**相隣関係を定めた民法234条1項の適用が排除される旨を定めたもの**と解するのが相当であるとした。
公営住宅相続人使用（最判平2.10.18）	×	**公営住宅法**は、住宅に困窮する定額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより国民生活の安定に寄与することを目的としている。 そのため、**入居者が死亡した場合には、その相続人が公営住宅を使用する権利を当然に承継すると解する余地はない**というべきである。
生活保護法の規定に基づく保護受給権の相続（最大判昭42.5.24）	×	生活保護法の規定に基づく保護受給権は、単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく、法的権利であって保護受給権と解されるが、**この権利は当該個人に与えられた一新専属の権利であるから、他に譲渡することもできないし、被保護者の死亡に伴う相続の対象にもならない。**

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

※1 農地買収処分と民法 177 条（最判昭 28.2.18）

『事案』

Ｘが、戦前にＡから農地を買い受けたが、**移転登記はしていなかった。**

（土地の所有者はＸ）

↓

その後、自作農創設特別措置法（当時）に基づき農地買収処分が行われることとなったが、**農地委員会は登記簿上の所有者Ａを現在の所有者と考え買収計画を進める**こととした。

↓

これに気づいた真の所有者Ｘは、農地委員会に訴願（現在の不服申立て）をしたが認められなかった。

（農地委員会は民法 177 条の規定により、Ｘに登記がなければ真の所有者であることを対抗できないと主張した。）

①戦前にＸが農地買受け（ただし、移転登記なし）



『結論』

農地買収処分は、**私人相互間の経済取引を本旨とする民法上の売買とは、その本質を異にする**ことから、**農地買収処分には民法 177 条の適用はない。**

※Ｘの主張が認められ、農地買収処分は取り消された。

『考え方』

自作農創設特別措置法は、不在地主が所有している（すなわち現在は使われていない）土地を強制的に買い上げたうえで小作人に分配し、生産効率を上げることを目的としている。

ということであれば、農地委員会Ｙは登記簿だけをみて買収処分をするべきではなく、現地調査等を行って本当に使われていない農地なのかを判断すべきであるため、登記を対抗要件とする民法 177 条の規定は適用しないこととした。

※**農地買収後の所有関係について、民法 177 条が適用される**ことに注意。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

【第３節　行政立法】

①
行政立法とはどのような行政活動か答えよ。

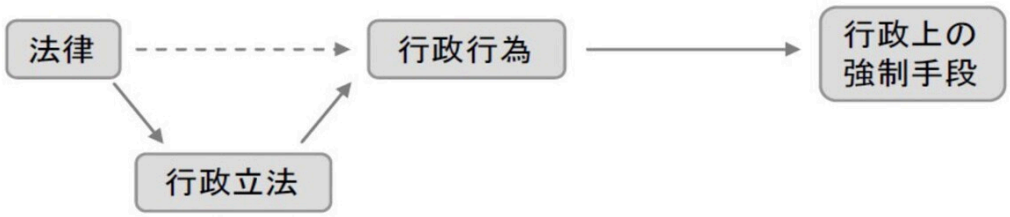
②
行政立法を分類せよ。（類型図を記載せよ。）（15-10/17-42）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

【第３節　行政立法】

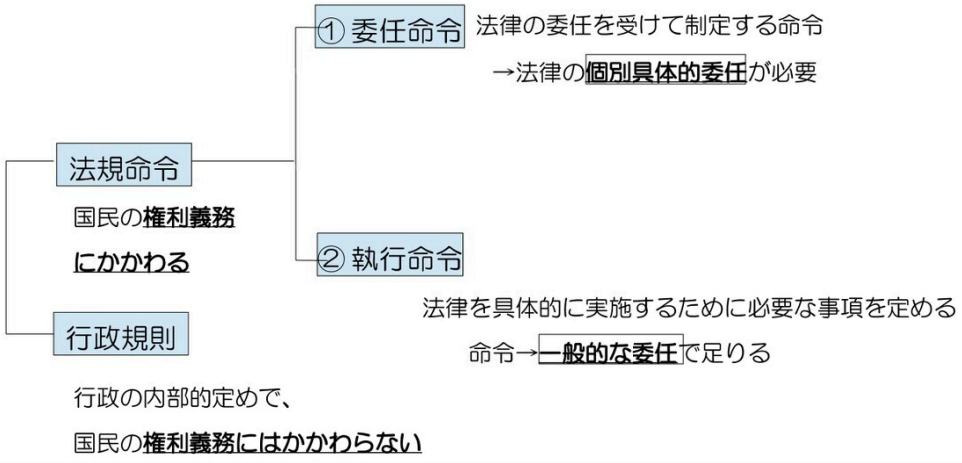
①

・行政権が、法条の形式をもって一般的、抽象的な法規範を制定すること、または制定された法規範そのもののこと。（憲７３条６号参照）



②

・行政立法は、その内容が**国民の権利義務にかかわるものであるか否かによって、法規命令と行政規則に分類**される。



行政規則（マニュアル）の種類

解釈基準・・・法律の解釈を示す基準

裁量基準・・・行政裁量の行使基準

※裁量基準は**特段の理由がない限り行政自身を拘束**する。（行政の自己拘束論）

※行手法2条8号の審査基準・処分基準は、規定内容に応じて解釈基準の場合もあるし、裁量基準の場合もある。

行政指導指針・・・行政指導を行う際の基準

給付基準・・・補助金・融資の基準

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

③
法規命令に罰則を設けることはできるか。（24-9-2）

④
「告示」とはどのような行為か。また、告示に法規の性質が認められるか答えよ。
（17-42-エ）

⑤
委任命令には根拠となる法律の委任が必要とされているが、それにはどの程度の委任が必要か。

⑥
委任命令における「法律側の問題」と「命令側の問題」について説明せよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

③

・**法律の個別具体的な委任があれば、**罰則を設けることもできる。（憲法７３条６号ただし書）

④

＜告示とは＞

法内容等を広く国民に周知するために用いられるが、その内容・性質は一様ではない。

＜告示に法規の性質が認められるか。＞

文部科学大臣が告示する**学習指導要領について、判例は法規としての性質を認めている。**

（最判平 2.1.18/伝習館高校事件）

⑤

・個別具体的な委任が必要である。

例：「開示請求にかかる手数料は政令で定める」（情報公開法１６条）との規定をうけた政令（１文書あたり３００円）

※政令で定めることができるものは手数料に限定されており、例えば「情報公開については政令で定める」とされていれば、それは白紙委任のおそれがあるため認められない。

⑥



【法律側の問題】
- 委任は、個別的・具体的でなければならない
- 白紙委任をした法律は憲法 41 条違反となる

【命令側の問題】
- 命令は、委任の趣旨に基づかなければならない
- 委任の趣旨に反する命令は法律違反となる

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑦

国家公務員法における「政治的行為」の人事院規則への委任は、憲法上禁止される白紙委任にあたるか。（14-9-イ・オ）

⑧

下記判例の結論と理由について答えよ。（14-9-ア・ウ・エ/21-10）

①＜サーベル事件（最判平 2.2.1）＞

②＜旧監獄法施行規則 120 条事件（最判平 3.7.9）＞

③＜児童扶養手当法施行令事件（最判平 14.1.31）＞

④＜医薬品ネット販売事件（最判平 25.1.11）＞

⑤＜東洋町解職代表者事件（最判平 21.11.18）＞

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑦

・国家公務員法102条1項は、**「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるもの**を指し、同項はそのような行為の類型の具体的な定めを人事院規則に委任した」と解することができるため、**白紙委任にはあたらない。**（最判平成27.12.7）

⑧

①＜サーベル事件（最判平2.2.1）＞

銃砲刀剣類登録規則が所持の対象となる刀剣類を日本刀に限定していることは、**銃砲刀剣類所持等取締法の委任の趣旨を逸脱しておらず有効**である。

②＜旧監獄法施行規則120条事件（最判平3.7.9）＞

監獄法施行規則が幼年者との接見を原則禁止することは、**監獄法の委任の趣旨を逸脱し無効**である。

③＜児童扶養手当法施行令事件（最判平14.1.31）＞

父に認知がされたからといって、必ずしも現実に扶養を受けることができるとは限らないため、施行令の婚姻外懐胎児童を支給対象から除外することは**法の趣旨に反し無効である。**

④＜医薬品ネット販売事件（最判平25.1.11）＞

新薬事法には、郵便等販売を規制すべきか否かについては**明確に規定されていないにも**関わらず、新施行規則に厳格な規制を設けることは、**新薬事法の委任の趣旨を逸脱した違法無効なものである。**

⑤＜東洋町解職代表者事件（最判平21.11.18）＞

地方自治法は、解職投票に関する規定であり、政令で定めることができる範囲も投票手続に関するものに限られるため、政令で解職請求代表者になることを禁止することは、**地方自治法85条1項の委任の範囲を超え、無効である。**

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑨

行政規則の主な具体例は通達であるが、通達とは具体的にどのようなものか述べよ。

⑩

通達に法律の根拠は必要か。また、通達に処分性はあるか。（17-20-1/24-9-4）

⑪

パチンコ球遊器について、旧物品税法の課税対象品目である「遊戯具」に該当する旨の通達を契機としてなされた課税処分は違法であるか。

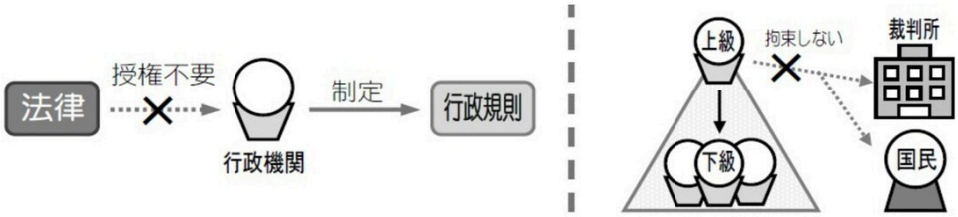
⑫

通達に一般私人や裁判官は拘束されるか。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑨

・**行政組織内部の組織のあり方や事務処理手続に関する行政組織内部における命令**のうち、**書面によって行われる**ものが通達である。



⑩

＜法律の根拠の要否＞

通達は法規としての性格を有しないので、**法律の根拠は不要である。**

＜通達の処分性＞

通達は、機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎず、**通達に処分性はない。**

→通達によって権利利益が侵害されたとして、取消訴訟を提起することはできない。

（国家賠償の対象となることに注意。）

⑪

・課税がたまたま通達をきっかけとして行われたものであっても、**通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである以上、課税処分は法の根拠に基づく処分と解され、違法とはならない。**

（パチンコ球遊器事件/最判昭 33.328）

⑫

・通達は上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、**一般の国民が直接拘束されるものではない。**

・**裁判所も拘束されず、**法令の解釈適用にあたっては通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、**通達に定める取り扱いが法の趣旨に反するときは独自にその違法を判定することもできる**（最判昭 43.12.24）。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

【第４節　行政行為】

①

行政行為とはどのような行為か。行政契約との違いを比較しながら答えよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

【第４節　行政行為】

①

・行政庁が法律の定めるところに従い、**公権力の行使として、その一方的な判断に基づいて、国民の権利義務その他の法的地位を具体的に決定する行為**をいう。

※意思の合致なく権利義務が発生する点で、行政契約とは異なる。

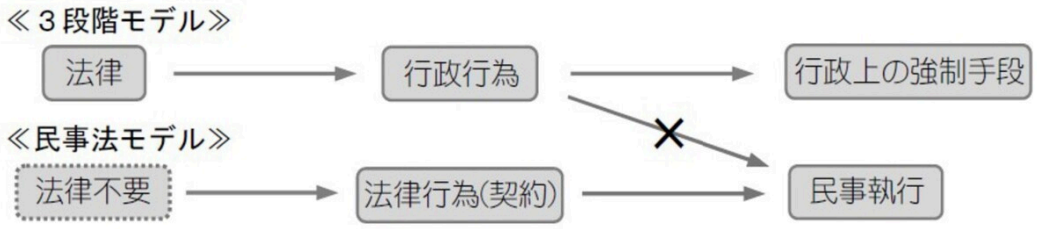
＜行政行為の分類①＞

対象による区分・・・対人処分、対物処分

効果による区分・・・侵害的処分、授益的処分、二重効果的処分

※大規模高層マンションに対する建築確認は、建築主にとっては禁止されていた建築が可能となるので授益的処分であるが、近隣住民にとっては、日照権侵害等が生じるため、侵害的処分と考えることができる。

＜行政行為・行政契約と強制手段の関係＞



受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

②

行政行為の講学上の分類について、下記図表を完成させよ。（14-8-ウ）

分類			意義	具体例
法律行為的行政行為	命令的行為	下命		
		免除		
		許可		
	形成的行為	特許		
		認可		
		代理		
準法律行為的行政行為		確認		
		公証		
		通知		
		受理		

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

②

＜行政行為の分類＞

分類			意義	具体例
法律行為的行政行為	命令的行為	下命	国民に作為または不作為を命じる行為	・違法建築物の除去 ・租税賦課 ・営業停止
		免除	特定の場合に、作為・給付・受忍義務を解除する行為	・租税免除 ・授業料免除
		許可	一般的な禁止を特定の場合に解除し、適法に一定の行為を行わせる行為	・自動車免許 ・医師免許 ・各種営業許可
	形成的行為	特許	特別の権利や能力を設定する行為	・外国人の帰化の許可 ・河川占用許可 ・公有水面埋立 ・公務員の任命
		認可	私人間の契約等の法律行為に介入し、その法律上の効果を完成させる行為	・農地権利移動の許可 ・公共料金改定認可
		代理	第三者がなすべき行為を行政機関が代わって行う	・土地収用裁決 ・特殊法人の役員の任命
準法律行為的行政行為		確認	特定の事実または法律関係の存否に関し、疑いまたは争いがある場合に公の権威をもってその存否または真否を判断する行為	・所得税額の更正決定 ・発明の特許 ・建築確認 ・選挙の当選人決定
		公証	特定の事実または法律関係の存否を公に証明する行為	・証明書の交付 ・印鑑証明・運転免許証の交付 ・各種士業の登録
		通知	特定または不特定多数の人に対して一定の事実を知らせる行為	・納税の督促 ・代執行の戒告 ・事業認定の告示
		受理	他人の行為を有効な行為として受け付ける行為	・不服申立書の受理 ・各種の申請の受理

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

③

許可と特許の違いについて、裁量に着目して答えよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

③

＜許可＞

・**本来誰でも自由にできるはずの行為を規制し、一定の場合に許すこと。**

※自動車の運転は本来誰もが出来る行為であるが、国が禁止しているために自由にすることができない。しかし、**自動車運転免許が国から与えられれば自動車を運転することができる。**

↓

・一定の基準があって、それに照らし合わせて許可するかしないか決めていくので、**行政庁の裁量は狭い。**

※申請が競合した場合に、例外的に１人しか許可できない場合には、先に申請したものに対して許可が与えられる（先願主義）

・**無許可の法律行為（契約）は、私法上原則として有効であるが、処罰の対象となる。**

（最判昭35.3.18）

※衛生状態の悪い無許可営業のレストランについて、罰則等により規制する必要性はあるが、レストランの飲食につき契約を無効と考える必要性は必ずしもない。

＜特許＞

・**国民が本来持っていない権利を特別に与えること。**

※国民には職業選択の自由があるので、誰でも公務員になることができると考えることもできるが、そもそも公務員自体、国が作った『公務員制度』の上に成り立っているものであるため、**もともと一般の人が公務員になる権利を持っているわけではない。**

↓

もともと公務員になる権利をもっていない国民に対して、**一定の要件を満たせば国家が公務員になる資格を与えるものと考える。**

↓

・一定の基準を満たしているとしても、その中の一部にだけ特許を与えることが多いため、**行政庁の裁量は広くなる傾向にある。**

※複数の私人の申請が競合した場合、行政庁はいずれの申請者に特許を与えるのが公益に適合するかを自由に選択できる。（競願主義）

・**特許に違反した法律行為は、私法上無効と解される。**

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

④
行政行為の効力のうち、公定力とはどのような効力か答えよ。

⑤
ある土地の所有権の帰属をめぐってＡとＢとの間で争いがある。
土地を占有しているＡが建築物を建てようとして建築確認を申請し、申請が認容された。
この場合、土地についてＡの所有権が認められるか。

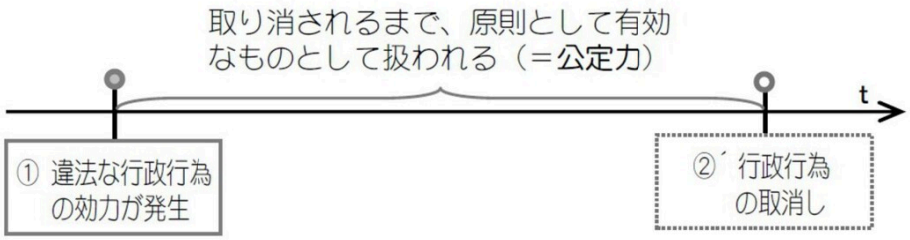
⑥
行政行為が違法であることを理由に国家賠償請求をするためには、あらかじめ行政処分につき取消しまたは無効確認の判決を得る必要はあるか。
（13-20-エ・オ/16-10-ウ/17-43/18-10-5/24-8-2）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

④

・行政行為が違法なものであっても、当然無効とされる場合を除いて、権限を有する国家機関により取り消されるまでは有効な行政行為として扱われるという効力。

※行政側の手続きの迅速化を重視し、たとえ行政行為が違法であっても、さしあたり有効なものとして考え、国民はその存在に拘束されるとした。



⑤

・Ａの土地所有権は認められない。

※公定力の及ぶ範囲は、あくまで行政行為の法的効果に関わるもので、それ以外には及ばないから。（建築確認という行政行為は、Ａ・Ｂ間の民事紛争とは無関係であり、所有権の所在に何ら影響を与えるものではない。）

⑥

・必要はない。

※行政処分が金銭を納付させることを目的としており、その違法を理由とする国家賠償請求を認容したとすれば、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られる場合であっても異ならない。（最判平 22.6.3/冷凍倉庫事件）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑦
行政行為の効力のうち、不可争力とはどのような効力か答えよ。

⑧
行政行為の効力のうち、不可変更力とはどのような効力か答えよ。
また、この効力はすべての行政行為に認められるのか答えよ。（20-9-5/25-8-3）

⑨
行政行為の効力のうち、自力執行力とはどのような効力か答えよ。また、自力執行力を実現するために法律の根拠は必要か答えよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑦

・**行政行為後、一定の期間が経過すると、国民の側からその行政行為の効力を争うことができなくなるという効力。**

※**行政庁の側が**職権により、行政行為を取消しまたは撤回することはできる。

⑧

・**一度行政行為をした処分庁は、これを撤回したり取り消したりすることが許されない**という効力。

・不可変更力は他の効力と異なり、**行政行為一般に認められる効力ではなく、不服申立てに対する裁決・決定のような紛争解決のための裁断作用一般に対して解釈上認められる効力**である。

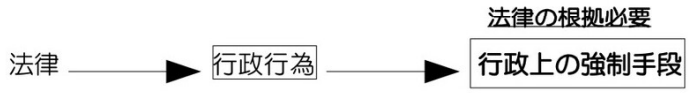
※つまり、審査請求における裁決のように、裁判に準じる判断をなす際の行為において認められる行為であるということ。

⑨

・**行政行為によって命じられた義務を国民が任意に履行しない場合に法律に基づき、行政庁自ら義務者に強制執行し、義務の内容を実現することができる効力。**

※私人間においては、自力で権利の内容を実現することは許されず、権利者が当該権利の内容を実現するためには、あらかじめ裁判判決を得ることが必要である。

しかし、**行政庁は、行政行為に関して、裁判所の助力なく、自ら行政行為の内容を実現することができる。**



※自力執行には、**独自にそれを根拠づける法律（行政代執行法・国税徴収法等）が必要**である。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑩

羈束行為と裁量行為について説明せよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑩

＜羈束行為＞

法律の規定が明確であるために、**法律の機械的な執行として行われる行政行為。**

※行政行為が羈束行為とされる場合、**裁量の余地はない。**

例：古物営業許可に関する欠格条項（古物営業法４条各号）

＜古物営業法＞

第４条　公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　略

＜裁量行為＞

法律の規定が不明確であるために、**行政庁に一定の裁量が認められる行政行為。**

※行政庁の裁量処分については、**裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、**裁判所は、その処分を取り消すことができる。（行訴法 30 条）

例：医師免許の取消処分（医師法７条２項）

＜医師法＞

第７条　医師が第４条各号のいずれかに該当し、又は①医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、②次に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　３年以内の医業の停止

三　免許の取消し

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑪

裁量権の逸脱・濫用かどうかを判断する方法として実体的審査と判断過程審査があるが、両者について説明せよ。

⑫

公立高等専門学校の校長の学生に対する原級留置処分または退学処分について、裁判所はどのようにその処分の適否を審査するのか。（16-9-2/19-26-ア/24-25-ア）

⑬

公立学校の施設の目的外使用許可について、管理者の裁量権の行使が違法となるのはどのような場合か。（21-9-オ/24-25-ウ）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑪

＜実体的審査＞

重大な事実誤認の有無など、**裁量処分の結果に着目する。**

＜判断過程審査＞

他事考慮、考慮不尽、評価の明白な合理性欠如など、**裁量処分に至る行政庁の判断形成過程に着目**し、そこに合理性があるか否かを審査する。

⑫

- 裁判所がその処分の適否を審査するに当たっては、**校長と同一の立場に立って当該処分をすべきであったかどうか等について判断し、その結果と当該処分とを比較してその適否、軽重等を論ずべきものではなく、校長の裁量権の行使としての処分が、全く事実の基礎を欠くか又は社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法である**と判断すべきものである。
- 信仰上の理由による剣道実技の履修拒否を、**代替措置につき何ら検討することもなく、原級留置処分さらに退学処分をした高専校長の措置は、考慮すべき事項を衡量しておらず、**または考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、**社会通念上著しく妥当を欠く処分をしたものと評するほかはなく、本件処分は裁量権の範囲を超える違法なもの**である。

（エホバの証人剣道実技拒否事件/最判平 8.3.8）

⑬

- **判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、または社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。**
- 本件不許可処分は、**重視すべきでない考慮要素を重視するなど、考慮すべき事項を十分考慮しておらず、その結果社会通念に照らし著しく妥当性を欠いた**ものということができる。

（呉市学校施設使用不許可事件/最判平 18.2.7）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑭
原子炉施設の安全性に関する被告行政庁（内閣総理大臣）の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断はどのような観点から行われるべきか。（16-9-4）

⑮
行政裁量の手続的審査とは、どのような審査方法か説明せよ。

⑯
バス事業の免許に関し諮問を受けた運輸審議会の公聴会における審理手続の瑕疵が行政処分の取消事由となるか答えよ。（16-9-3）

⑰
個人タクシー事業の免許申請の審理手続が不公正なものであったことが、却下処分の取消事由となるか答えよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑭

・**原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた内閣総理大臣の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべき**である。

・現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした**原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、原子炉設置許可処分は違法と解すべき**である。（伊方原発訴訟/最判平 4.10.29）

⑮

行政庁の裁量判断が、**公正な手続によって行なわれたかに着目**し、公正な手続によって行われていなかった場合には、裁判所が行政庁の処分を違法と判断するという考え方。

⑯

・①行政処分が諮問を経ないでなされた場合はもちろん、②これを経た場合においても、**当該諮問機関の審理、決定（答申）の過程に重大な法規違反があることなどにより、諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは違法**となる。

（群馬中央バス事件/最判昭 50.5.29）

⑰

・免許の申請人は**公正な手続によって免許の許否につき判定を受けるべき法的利益**を有する。

・したがって、これに反する審査手続（主張・証拠の提出の機会を与えない審査手続）によって免許の申請の却下処分がされたときは、**利益を侵害するものとして処分の違法事由となるものというべき**である。（個人タクシー事件/最判昭 46.10.28）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑱

行政行為が無効とされるのはどのような場合か。（16-43-エ/17-9-1/20-9-1/25-8-2）

⑲

行政行為の無効判断において、「瑕疵の明白性」が要求されなかった事例を答えよ。

また、なぜ要求されなかったかについても答えよ。（20-9-3/24-8-5）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑱

・行政行為に**重大かつ明白な瑕疵がある場**合には、その行政行為は無効となる。（重大明白説）

＜重大かつ明白な瑕疵とは＞

処分の要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大・明白な瑕疵がある場合。

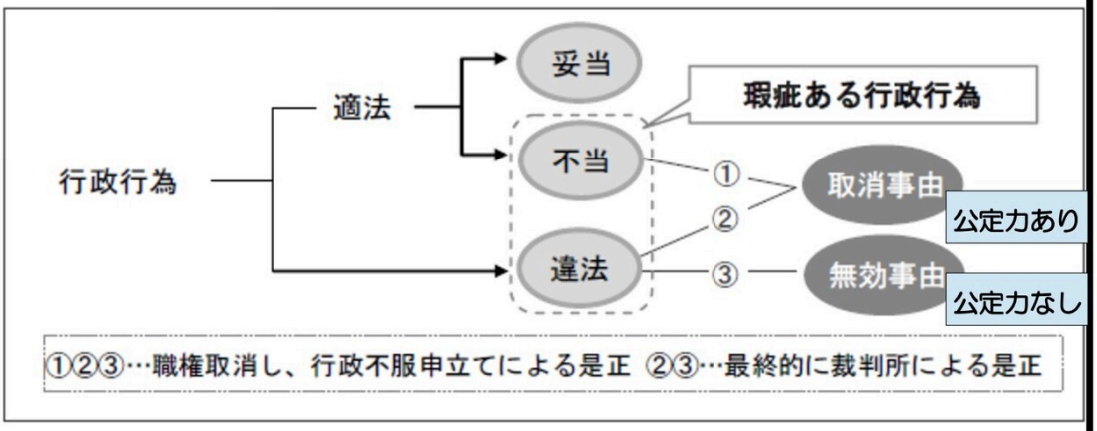
＜明白な瑕疵とは＞

処分成立の当初から、**誤認であることが外形上、客観的に明白である**場合。

＜瑕疵が明白かどうかの判断基準＞

処分の外形上、**客観的に、誤認が一見看取し得るものであるかどうか**により決すべき。

※行政庁が怠慢により調査すべき資料を見落としたかどうかは、処分に外形上客観的に明白な瑕疵があるかどうかの判定に直接関係を有するものではない。（最判昭 36.3.7）



※取消事由と無効事由の区別の実益は、効力を争う訴訟手続との関連にある。

・出訴期間内・・・取消訴訟を提起すれば十分。

・出訴期間経過後・・・別の訴訟（無効確認訴訟・争点訴訟）で行政行為の無効を主張しなければ、国民の権利は救済されない。

⑲

・所得のない者に対する課税処分。

＜理由＞

課税処分は課税庁と被課税者との間にのみ存するもので、処分の存在を信頼する**第三者の保護を考慮する必要がないから。**（最判昭 48.4.26）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑳

いわゆる「違法性の承継」とはどのようなものか答えよ。

また、違法性の承継を認めた最高裁判決について説明せよ。

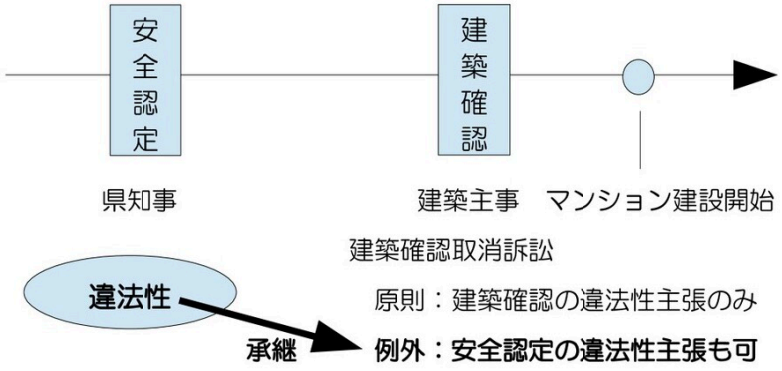
（18-25-5・23-8-ウ/24-8-4/25-25-1）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑳

・違法性の承継とは、**先行する行政行為の違法性が、それを前提とする後続の行政行為の違法事由となること**をいう。

※行政行為はそれ単独で効力を発生することが多いため、原則として違法性の承継は認められない。



＜建築安全条例に基づく安全認定と建築確認（最判平21.12.17）＞

・・・以上のとおり、建築確認における接道要件充足の有無の判断と、安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基づき行うこととされているが、**もともとは一体的に行われていたものであり、避難又は通行の安全の確保という同一の目的を達成するために行われるもの**である。そして、前記のとおり、**安全認定は、建築主に対し建築確認申請手続における一定の地位を与えるもの**であり、**建築確認と結合して初めてその効果を発揮する**のである。

他方、安全認定があっても、これを申請者以外の者に通知することは予定されておらず、建築確認があるまでは工事が行われることもないから、周辺住民等これを争おうとする者がその存在を速やかに知ることができるとは限らない。

仮に周辺住民等が安全認定の存在を知ったとしても、その者において、安全認定によって直ちに不利益を受けることはなく、**建築確認があった段階で初めて不利益が現実化すると考えて、その段階までは争訟の提起という手段は執らないという判断をすることがあながち不合理であるともいえない。**

そうすると、**安全認定について、その適否を争うための手続的保障がこれを争おうとする者に十分に与えられているというのは困難**である。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

㉑

行政行為の取消しと撤回の定義と具体例を挙げよ。（16-8/17-8/25-8-1）

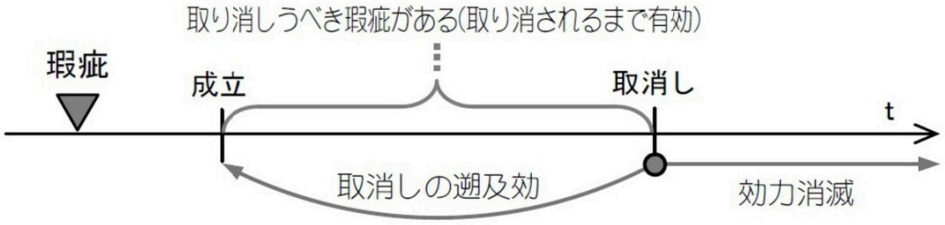
受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

㉑

＜取消し＞

処分成立当初に瑕疵があったことを理由として、はじめから行政行為がなかったものとみなすこと。

例：18 歳未満の者に普通自動車運転免許を与えた場合の許可の取消

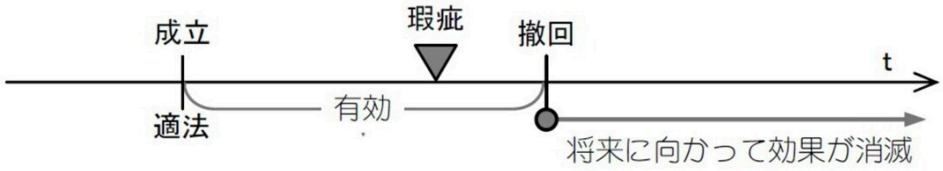


＜撤回＞

適法な行政行為の成立後、後発的事情の変化によってその効力を存続させることが適当でない新たな事情が発生したために、将来に向かってその効力を失わせること。

例：違法事由→免許取得後、度重なる違反で運転免許が取り消された（撤回された）

適法事由→いったん、国が管理している土地を国民に使用させる許可を与えたが、公益目的（オリンピック開催等）からその許可を取り消した（撤回した）



行政行為の成立当初に瑕疵が存在するか

- 存在する→取消し
- 存在しない→撤回＝その後に生じた事由
 - 違法事由
 - 適法事由

→原則　補償は不要

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

㉒

ある行政行為を取消し、撤回する際に法律の根拠は必要か不要か。（20-9-4）

㉓

行政行為を取消し、または撤回する場合にそれを認める基準は、行われた行政行為の如何によらず同一と解されているか。（18-10-3）

㉔

行政財産の使用許可の撤回に際し、損失補償が必要となるのはどのような場合か。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

㉒

・**法律の根拠は不要である。**

【実子あっせん指定医取消事件（最判昭 63.6.17）】

『事案』

産婦人科医Ｘは、宮城県医師会Ｙから人工中絶等を行う優生保護医の指定を受けて診療を行っていた。しかし、Ｘが人工中絶の時期を逸した女性に出産を勧め、新生児を第三者の実子としてあっせんする違法行為を繰り返したため、Ｙは、Ｘに対する当該指定を取り消した。Ｘは指定取消処分の取消しを求めて出訴した。なお、優生保護医の指定の取消しについて、法令上の規定はなかった。

『判旨』

・Ｙが**指定医師の指定をしたのちに、**Ｘが法秩序遵守等の面において指定医師としての適格性を欠くことが明らかとなり、Ｘに対する**指定を存続させることが公益に適合しない状態が生じたというべき**である。

・実子あっせん行為のもつ法的問題点、指定医師の指定の性質等に照らすと、指定医師の指定の**撤回によってＸの被る不利益を考慮しても、なおそれを撤回すべき公益上の必要性が高いと認められる**から、**法令上その撤回について直接明文の規定がなくとも、**指定医師の指定の権限を付与されているＹは、その権限においてＸに対する当該指定を**撤回することができるものというべきである。**

㉓

・**授益的行政行為（補助金の給付）については、取消し・撤回を制限すべきであり、侵害的行政行為（不許可処分）については、取消し・撤回を広く認めるべきとされている。**

㉔

・使用許可を受けるにあたり**対価の支払いをしているが当該行政財産の使用収益によりその対価を償却するに足りないと認められる期間内に取消しが行われた場合**等に限って補償が必要である。（東京都中央卸売市場事件（最判昭 49.2.5））

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

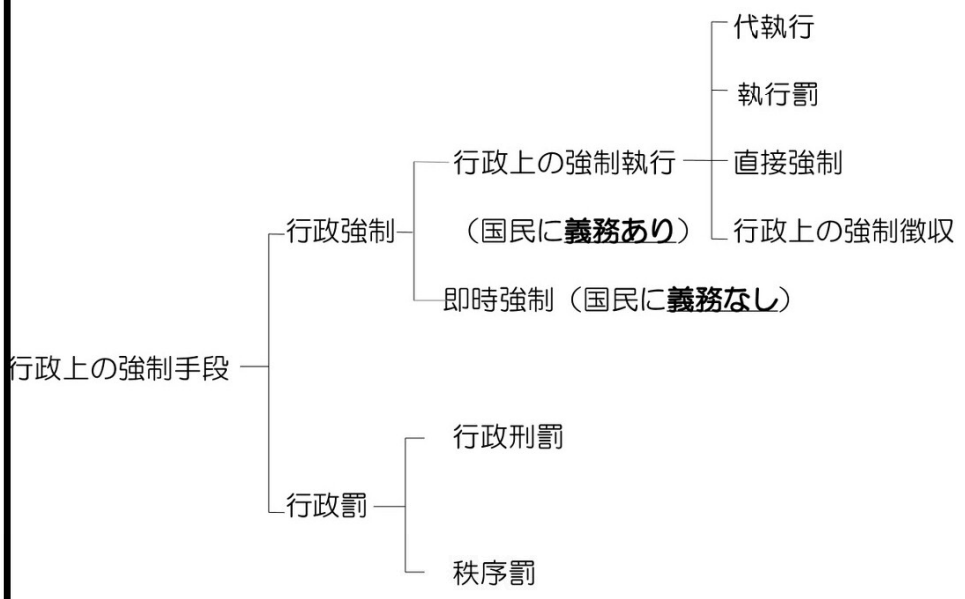
【第５節　行政上の強制手段】

①
行政上の強制手段を分類せよ。（分類図を記載せよ。）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

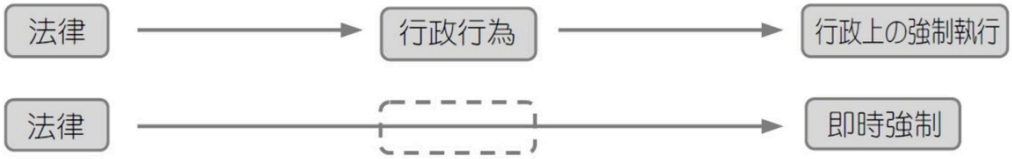
【第５節　行政上の強制手段】

①



行政上の強制手段とは、行政機関が行政目的を実現するために国民に対して行う強制手段の総称である。

①行政目的を達成するために私人の身体や財産に実力を加え、自ら必要な状態を実現する**行政強制**（**将来に向けての目的の実現**）と、



②私人の**義務違反に対して制裁（ペナルティ）を科す行政罰**に分けられる。



受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

②
代執行・執行罰・直接強制・強制徴収・即時強制のうち、法律の根拠なく行うことができるものはあるか。

③
代執行・執行罰・直接強制・即時強制のうち、条例を根拠にして行うことができるものはあるか。

④
行政上の強制執行手段が法定されていない場合、国または地方公共団体が訴訟により義務の履行を求めることはできるか。（15-8/17-44）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

②

・**ない。（すべて法律の根拠が必要。）**

＜参考：行政代執行法１条＞

①**行政上の義務の履行確保**に関しては、②**別に法律で定めるものを除いては、③この法律の定めるところによる。**（行政代執行法１条）

↓

①『行政上の義務の履行確保に関しては』

＝戦前の行政執行法において規定されていた**代執行・執行罰・直接強制を行うには**

②『別に法律で定めるものを除いては』

＝**他の法律に定めている場合を除いては**

③『この法律の定めるところによる』

＝**行政代執行法の規定による。**

③

・**即時強制のみ、条例を根拠に行うことができる。（行政代執行法１条の解釈）**

※「義務を課す余裕がない＝緊急性」は地域によって異なるから。

④

・**できない。（宝塚市パチンコ条例事件/最判平 14.7.9）**

国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、**自己の権利利益の保護救済を目的とするものということはできない**から、**法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、**法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許される。

＜行政上の義務の履行確保＞

・行政自身による場合（行政的執行）

一般法があるもの → 代執行（行政代執行法）

→ 行政上の強制徴収（国税徴収法）

個別法によるもの → 直接強制

→ 執行罰

裁判所を活用する場合（司法的執行）・・・判例により不可

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑤

直接強制と即時強制の違いを述べよ。（19-8-1・2）

⑥

行政代執行の定義と具体例を答えよ。

⑦

行政代執行の要件を答えよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑤

・事前に課せられた義務がある→直接強制←条例で設けることができない。

・事前に課せられた義務がない→即時強制←条例で設けることができる。

＜直接強制の例＞

例：営業停止命令に違反して営業を強行する者に対して、入口を閉鎖して**営業できないようにする。**

＜即時強制の例＞

例：火事が起こった際に、延焼を防ぐ目的で隣家を破壊する。

＜参考＞

義務の存在を前提としないので、義務履行確保の手段とはいえないが、直接強制との実際上との違いは大きくない。

例：違法駐車された自動車のレッカー移動については、警察官が運転者に対して移動命令を出したうえで行う場合（道路交通法51条１項・２項）と、運転者が現場にいない場合に移動命令を発することなく車両を移動する場合（同３項）の２通りがある。

⑥

・代替的作為義務の不履行について、行政庁または行政庁の指定する第三者が義務者に代わって義務の内容の実現を図り、これに要した費用を義務者本人から徴収する方法の強制執行。

例：建築基準法に違反する建築物を除去する命令を出したが、これに従わない場合に、所定の手続きに従って、違法建築物を強制的に撤去したうえ、費用は違反者に支払わせる。

⑦

＜代執行の要件＞

①代替的作為義務が履行されないこと

・検診受診義務は、義務を負っている者が実際に検診しないと行政側の目的が達成できないので代執行不可。（『代替的』の要件を満たさない。）

・営業停止処分は、義務を負っている者に対して『不作為（～をしないこと）』を要求するもので、これも代執行不可。**（『作為』の要件を満たさない。）**

②他の手段によってその履行を確保することが困難であること

③その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑧

行政代執行の流れを考えよ。（18-8）

⑨

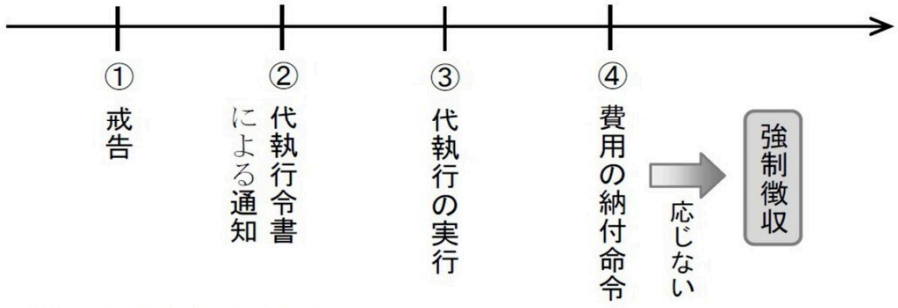
条例で代執行手続を設けることができるか。

また、条例を根拠にされた行政行為について、代執行を実行することはできるか。（19-8-3）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑧

＜代執行の流れ＞

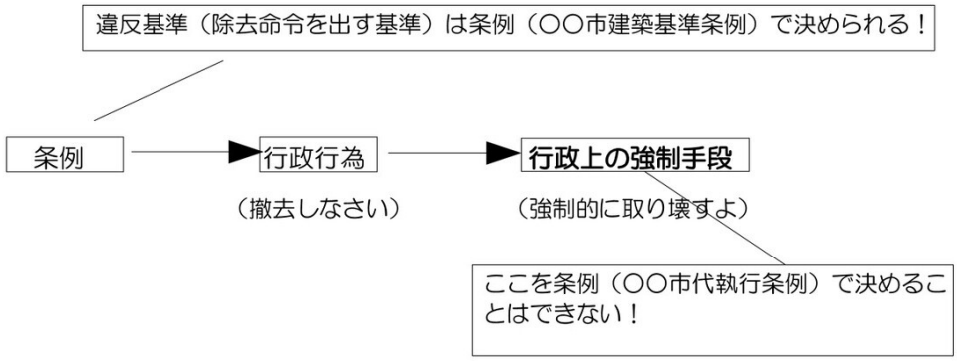


※1　①②④は**文書**で行う

※2　**非常の場合または危険切迫の場合**は、①②を省略することができる

⑨

・条例でいわゆる簡易代執行ができる旨を設けることはできないが、条例で定めた基準に違反した者に行政行為で義務を課し、その義務を履行しない場合に行政代執行法の規定により目的を達成することはできる。



※違反建築物の除却において、建築基準「法」に基づいた簡易な手続での代執行を認めている。（建築基準法９条１１項）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑩

執行罰は、どのような場合に行う強制手段か答えよ。（17-10）

⑪

新しい義務履行確保の手段として考えられるものを挙げよ。（20-8-5）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑩

・義務の不履行について、**一定の期限を定めて履行を督促し、期限までに履行されないときには一定の過料を科すことにより、義務者に経済的・心理的圧力を加えて義務の履行を確保する**方法の強制執行。

例：駅構内から立ち退かない場合には、１日につき１万円の過料を科す。

営業停止中に１日営業したらその都度１万円の過料を科す。

＜執行罰の特徴＞

・現在は砂防法 36 条にしか規定がない。事実上廃止されている方法。

・義務が履行されるまで**繰り返し科す**ことができる。

・行政罰とは性質が異なる。

※行政罰は、義務違反者に対する**事後的な制裁**として課されるものであり、義務の履行を促すものではない。

⑪

＜公表＞

公表の性質	法律の根拠
制裁的な公表	必要（と考えられる）
情報提供的な公表	不要

＜給付拒否＞

・例えば、**上下水道、電気、ガス等の行政サービスの提供を拒否すること等が該当するが、生存権の侵害となる可能性があるため、実現には法律の根拠が必要**とされる。

＜参考＞

税金滞納を理由として水道等の行政サービスを停止することは許されないとされている。

↓

水道法における給付拒否の「正当な理由」について、税金滞納を紐づけて運用することは立法者の想定しない事態であり、**違法な「権限の連結」**と考えられるため。

※自動車重量税の不納付について車検証の交付をしない（道路運送車両法 97 条の４第１項）ことについて、本来は税金の支払いと自動車の安全性に関わる車検とは別個の制度ではあるが、いずれも自動車に関連するので、**「制度間の連結が法律で定められている」**ことになり認められている。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑫

行政刑罰とはどのようなものか答えよ。（25-9-ア・イ・ウ・エ・オ）

⑬

行政刑罰を科す場合、どのような手続を経て行わなければならないか答えよ。

⑭

秩序罰とはどのようなものか答えよ。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑫

・行政法上の義務違反に対し科する事後的な制裁で、刑法に刑名の定めがある刑罰（拘禁刑、罰金、拘留、科料）を科すもの。

例：自動車のスピード違反者に対して反則金（罰金）を科す。

＜行政刑罰に関する論点＞

・前科となる刑を科すため、慎重な刑事訴訟手続によって行われなければならない。

・両罰規定あり

（事業主の従業員等がその事業について行政上の義務違反により処罰される場合に、事業主（自然人・法人）も処罰される）

・憲法３９条（二重処罰の禁止）の適用あり。

※行政刑罰と秩序罰は併科することができる。

※行政刑罰と執行罰は併科することができる。

・大量に生じる比較的軽微な違反事件については、それを迅速に処理する必要があるため、例外的に刑事訴訟法によらない簡易な手続が定められている。

例：道路交通法違反の反則金納付通告

⑬

・原則として、裁判所が刑事訴訟法の定めに従って科す。

※大量に生じる比較的軽微な違反事件については、刑事訴訟法によらない簡易な手続が定められている。（道路交通法違反の反則金納付通告）

⑭

・行政法上の義務違反に対し科す制裁であり、比較的軽微で形式的な義務違反に対して科すもの。

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑮

秩序罰を科す場合、どのような手続を経て行わなければならないか答えよ。

（16-44/19-8-2/22-22-1）

受講日　　/　　チェック日　　/　　/　　/

⑮

＜秩序罰に関する論点＞

・**法令に基づく過料→裁判所が非訟事件手続法に基づき決定の方式で科す。**

→これを争う場合は、**非訟事件手続**法に基づいた**即時抗告**による。

・**条例に基づく過料→長が地方自治法に基づいて、行政行為の形式で科す。**

→これを争う場合は、**行政事件訴訟法に基づいた取消訴訟**による。

≪MEMO≫

【記述問題 1】

倉庫業者Ａは、自己の所有する倉庫について、Ｘ市の市長Ｂからの権限の委任を受けてＹ区の区長Ｃが行った固定資産の価格の決定に従って、固定資産税を納付していた。地方税法によれば、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出およびその決定に対する取消しの訴えによってのみ争うことができる。しかし、Ａは、Ｘ市固定資産評価審査委員会に対する審査の申出およびその決定に対する取消しの訴えの提起をすることなく、Ｃが職務上の法的義務に違背して価格を過大に決定したと主張して、固定資産税の過納金相当額に係る国家賠償請求をした。最高裁判所の判例は、このような事案における行政処分の効力と国家賠償請求との関係について、一定の考え方を採用しているが、その考え方は、どのような内容か。「行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、」に続けて、40 字程度で記述しなさい。

行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、

【記述問題２】

Ｘは、Ａ県公安委員会から風俗営業の許可（以下、「本件許可」という。）を受けて、パチンコ店の営業をしている。しかし、Ａ県公安委員会は、Ｘが「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」26 条１項に該当する行為を行ったとして、本件許可の取消しを行おうとしている。この取消しは、本件許可によって成立した法律関係（以下、「本件法律関係」という。）について、どのような効力を生じ、行政法学上、何と呼ばれるか。40 字程度で記述しなさい。記述に当たっては、「本件法律関係」を入れることとする。

（参照条文）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（営業の許可）

第３条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第１項各号に規定する

風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の

所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を

受けなければならない。

２ 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の

健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その

必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（営業の停止等）

第 26 条 公安委員会は、風俗営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令

若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の

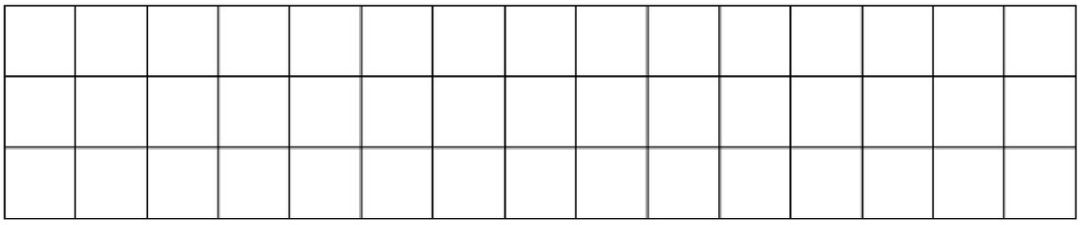
風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす

おそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分若しくは

第３条第２項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に

対し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は６月を超えない範囲内で期間を定めて

当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。



【記述問題 3】

Xは、自己の所有する土地についてA村農地委員会の立てた農地買収計画について、B県農地委員会に不服申立てをした。B県農地委員会は、Xの主張を認めて買収計画を取り消す裁決をした。この裁決の有するある効力により、B県農地委員会は、当該裁決に瑕疵があったという理由によって当該裁決を取り消すことはできない。このような裁決の有する効力は、行政法学上、何と呼ばれ、どのような効力であると説明されるか。40 字程度で記述しなさい。

【記述問題４】

ＡがＢ市の許可を得ないで市道に露店を設けて、周囲に杭を打つなどして使用していることから、Ｂ市の市長は、道路法71 条の規定に基づいて、Ａに対して市道を原状に回復することを命じた。しかし、Ａは、その命令に係る義務を履行しようとしない。行政代執行法の規定によれば、このように法律に基づいて行政庁により命ぜられた行為（他人が代わってなすことのできる行為）を義務者が履行しない場合に、どのようなことが認められるときに、行政代執行によって義務の履行を確保することが許されるか。下線部について40 字程度で記述しなさい。

（参照条文）

道路法

（道路管理者等の監督処分）

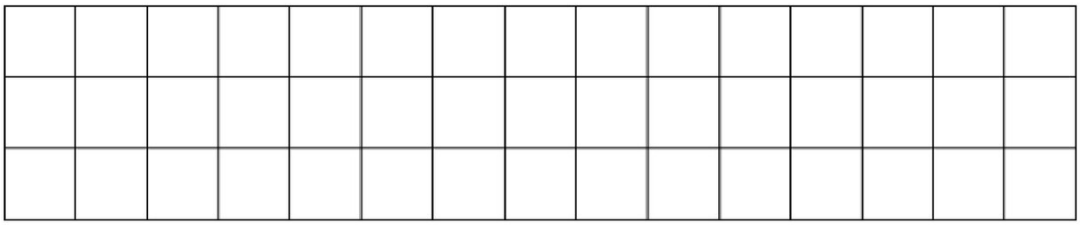
第71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第72 条の２第１項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者。

２～７（略）



記述問題解答例

＜問題１＞

（行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、）あらかじめ当該行政処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではない。（44 字）

＜問題２＞

将来に向かって本件法律関係を消滅させるという効力を生じ、行政行為の撤回と呼ばれる。（41 字）

＜問題３＞

不可変更力と呼ばれ、一度行政行為をした行政庁がみずから取り消すことが許されない効力である。（45 字）

＜問題４＞

他の手段によって履行を確保することが困難で、不履行を放置することが著しく公益に反すること。（45 字）

LEC東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

GU26322